

## 道路占用数量一覧表

道路法条項	占用物件	単位	数量	うち減免数量	備考	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	本				
	第二種電柱					
	第三種電柱					
	第一種電話柱					
	第二種電話柱					
	第三種電話柱					
	その他の柱類					
	共架電線その他上空に設ける線類	長さm				
	地下電線その他地下に設ける線類					
	路上に設ける変圧器	個				
	地下に設ける変圧器	占用面積1㎡				
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	個				
	広告塔	表示面積1㎡				
	その他のもの	占用面積1㎡				
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07m未満のもの	長さ1m				
	外径が0.07m以上0.10m未満のもの					
	外径が0.10m以上0.15m未満のもの					
	外径が0.15m以上0.20m未満のもの					
	外径が0.20m以上0.30m未満のもの					
	外径が0.30m以上0.40m未満のもの					
	外径が0.40m以上0.70m未満のもの					
	外径が0.70m以上1.00m未満のもの					
	外径が1.00m以上のもの					
法第32条第1項第3号に掲げる施設	占用面積1㎡					
法第32条第1項第4号に掲げる施設	占用面積1㎡					
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、緑日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1㎡につき1日				
	商品置き場その他これに類するもの	占用面積1㎡				
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチ式であるものを除く。)	占用面積1㎡				
	標識	本				
	旗ざお及び幕	祭礼、緑日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1㎡又は1本につき1日			
		その他のもの	占用面積1㎡又は1本			
	アーチ式工作物	車道を横断するもの	基			
その他のもの						
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料の置場	占用面積1㎡					
令第7条第12号に掲げる器具	占用面積1㎡					
(備考)						
<p>1 第一種電柱とは電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第二種電柱とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。</p> <p>2 第一種電話柱とは電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第二種電話柱とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。</p> <p>3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外のものが当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。</p> <p>4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。ただし、看板の両面に表示をする場合の裏面の表示面積は、その表示部分の面積に1/2を乗じて得た面積とする。</p> <p>5 表示面積若しくは占用面積が1平方メートル未満であるとき、又はこれらの面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算し、占用物件の長さが1メートル未満であるとき、又はその長さに1メートル未満の端数があるときは、1メートルとして計算するものとする。</p>						